平成２５年１２月３日

各　位

総　務　課

財　政　課

平成２５年度　冬季節電について

皆様におかれましては、日頃省エネルギー・節電への取組みをいただきありがとうございます。

今夏における節電（今年度は６月～１０月）につきましては、職員皆さんのご協力をいただきましたが、記録的な猛暑も影響し、対平成２２年度比△７．８％という結果（目標では、対平成２２年度比△１５％）となり、目標より使用電力量が上回る結果となりました。

また、今冬における関西電力(株)からの節電については「数値目標を伴わない節電」（ただし、関西電力(株)では節電の定着分として「平成２２年度最大電力比△３．８％」を見込んでいる。）を要請されていますが、本市としては４月～１０月における電気使用量の数値は通年ベースでの節電目標「対平成２２年度比　△８％」に即した「対平成２２年度比　△７．７％」を維持しており目標達成に向けて、今冬（今年度残期間）においては「対平成２２年度比△８．５％」を目標数値として掲げることとします。

電気料金に関しての今年度の値上げ、加えて来年度以降の消費税転嫁分の値上げを控えており、市民サービスへの影響がなく、業務に支障のない範囲で、下記事項に再度ご留意いただき、取組みをお願いします。

記

参考：【期間】関西電力(株)からの今冬の節電要請期間

平成２５年１２月２日～平成２６年３月３１日の平日９時～２１時

（ただし１２月３０日、３１日、１月２日、３日を除く。）

【本市節電等対策項目】

（１）　事務所及び廊下等の照明の間引き、使用に応じた点灯・消灯

◇　執務外及び昼休みの時間は、来庁者に迷惑をかけない範囲もしくは必要のない箇所は消灯すること。

◇　業務に支障のない範囲で健康面に配慮し、照明の間引きおよび消灯（天候により業務に支障のない場合は、窓側の照明を消灯する。）を行う。（会議室を含む。）

◇　事務所等の電気（照明）の消灯については、課もしくは係単位内でチェックを行ってください。また、最後の退庁者は、必ず電気（照明）の消灯をチェックしてください。

（２）　パソコンの電源　等

◇　勤務中の長時間離席時にパソコンの電源を落とす。

◇　会議や現場等で長時間席を離れるときは電源を落とすこと。

◇　パソコンの省エネモード設定の徹底。

◇　執務外は、業務に必要がない限り電源を落とすか、パソコンの蓋を閉めること（サスペンド状態）。

◇　職務に関係のないインターネット閲覧は行わないこと。

◇　帰宅時及び休日前は、コンセントを抜いて退庁すること。

◇　その他、電気を使用する機器（財務会計端末機・コピー機・プリンタ等を含む。）についても、パソコンと同様な節電対策を行うこと。

◇　「私用に限定した携帯電話の充電　等」をしないこと。

（３）　会議室の電気（照明）

◇　会議開始５分前までは点灯しないこと。また、終了後は参加者に迷惑をかけない範囲で直ちに消灯すること。

（４）　空調（暖房）

◇　庁舎全体の空調を動かすまでは、使用しないこと。

◇　会議開始１０分前までは使用しないこと。また、終了後は参加者に迷惑をかけない範囲で直ちに止めること。

◇　室内の設定温度（暖房１８℃）を厳守して使用すること。

◇　執務室、会議室等は使用時以外の空調スイッチの入切を徹底する。

（５）その他

◇　執務中は個人のファンヒーター・ストーブ等の暖房機器は使用しないこと。

※　執務外にやむを得ず使用する場合は、財政課の許可を受けてください。

◇　エレベーターの使用は、必要な場合に限る。

◇　灯油等を活用した広域的な暖房機器の設置を検討する。

◇　毎週水曜日のノー残業デーの実行に心がけること。

◇　ブラインドやカーテンの適切な調整により、保温する。

◇　夜間における執務点灯部分の照明を最小限にする。

****

総務部総務課マネジメント（ISO）推進係（係内線：３５３２）

相宗（ＰＨＳ：７０８０４）

TEL：551－0103（直）・FAX：554－1123

****

H25年度における通年ベース節電状況（4月～10月電気使用量推移）単位：kw

ただし、ISO14001認証取得時の認証サイトベース

平成22年（2010年）度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	1,009,735	918,393	937,186	1,194,351	1,294,997	1,054,779	1,059,487	7,468,928

平成23年（2011年）度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	942,690	836,118	988,891	1,128,552	1,133,481	1,000,035	940,661	6,970,428

平成24年（2012年）度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	937,812	860,711	906,740	1,039,202	1,102,289	918,727	944,617	6,710,098

平成25年（2013年）度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	902,889	881,455	936,421	1,116,823	1,131,397	940,232	982,126	6,891,343

対平成22年度比較
全体　　-7.7%
（目標数値 -8%）

参考：対前年度（平成24年度比）比較
全体　　2.7%

H25年度における夏季節電状況（6月～10月電気使用量推移）単位：kw

ただし、ISO14001認証取得時の認証サイトベース

平成22年（2010年）度

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	937,186	1,194,351	1,294,997	1,054,779	1,059,487	5,540,800

平成23年（2011年）度

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	988,891	1,128,552	1,133,481	1,000,035	940,661	5,191,620

平成24年（2012年）度

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	906,740	1,039,202	1,102,289	918,727	944,617	4,911,575

平成25年（2013年）度

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
全体	936,421	1,116,823	1,131,397	940,232	982,126	5,106,999

対平成22年度比較

全体　　-7.8%（目標数値-15%）

参考：対前年度（平成24年度比）比較

全体　　3.9%

着ぐるみ「くりちゃん」貸し出し範囲について

「くりちゃん」の着ぐるみについて、平成25年度当初にエアー式が完成し、現在は市の事業に限り貸し出し活用を行っている。くりちゃんの貸し出しについて、関係課を含め協議をおこなった。

・使用基準について

1　栗東市が後援または、協賛する事業とする。

これについては、他市の状況も勘案し、市として該当する事業をサポートする立場であることから、くりちゃんの貸し出しを認めるべきと判断した。

１以外として認める事業等については

２　公共団体等が主催する事業・催事で不特定多数の市民や来訪者の参加と PR 効果を見込むことができる公共性の高いもの

これについて、公共団体等（県イベント、ゆるキャラまつり等）並びに各学区にある地域振興協議会を想定しており、県イベント、ゆるキャラまつり、地域振興協議会主催の学区のふれあいまつり等ではかなりの来場者と参加者が見込まれ、PR 効果は十分に見込まれると判断。

なお、自治会については、現在、着ぐるみが一体しかない状況であり、市内128自治会のイベント時期が重なることが予想され公平に貸し出すことが不可能であると考えられ、また、参加者も一定の対象者に限られていることから自治会は対象外とします。

今後はくりちゃんの使用頻度並びに自治会等の要望などの状況をみながら、対応を考える。

栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」の着ぐるみの貸し出しに関する要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用基準）

第２条　着ぐるみの使用にあたっては、栗東市が実施する事業を優先とし、これ以外の使用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）　栗東市が後援または協賛する事業

（２）　公共団体等が主催する事業･催事で不特定多数の市民や来訪者の参加とPR効果が見込むことができる公共性の高いもの。

（３）　その他、市長が特に必要と認める事業・催事

２　原則として着ぐるみのみの貸し出しであり、着ぐるみに入る人員は派遣しない。

３　自治会等の活動は貸し出さないものとする

（使用の申請）

第３条　着ぐるみの使用を希望する者は、着ぐるみ使用申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも同様とする。

（１）　企画立案書などの着ぐるみを使用する事業・催事の内容がわかる書類

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　使用申請の受付は使用の６ヶ月前からとし、使用の３ヶ月前の時点で重複した場合、抽選とする。また、使用の３ヶ月前を過ぎて申し込みのない日に関しては、先着順に申し込みを受け付けるものとする。

（使用の承認）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別記第２号様式により着ぐるみの使用を承認するものとする。ただし、使用を希望する者が重複した場合又は市の事業と重複した場合などのやむを得ない事情がある場合は、承認を行わないものとする。

（１）　栗東市のイメージを損なうおそれがある場合

（２）　法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

（３）　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

（４）　営利目的のみの活動に使用する場合

（５）　着ぐるみを汚損し、又は損傷するおそれがある場合。

（６）　その他市長が着ぐるみの使用について、不適当と認める場合

（貸出しに係る料金）

第５条　貸出しに係る料金は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は前条第１項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（貸出し期間）

第６条　貸出し期間は、原則として、連続５日間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（遵守事項）

第７条　第４条第１項の承認を受けた使用者は、次に掲げる事項を尊守しなければならない。

（１）　承認された用途のみ使用すること

（２）　貸出し期間を遵守すること

（３）　第三者に転貸しないこと

（４）　着ぐるみに入る者は、１８歳以上とし、身長は 150cm から 170cm までとする

（５）　取扱説明書に従って使用すること

（６）　雨天時には野外で使用しないこと

（７）　野外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ退避するとともに、使用後きれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること

（８）　火気又は水気に近づけないこと

（９）　着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと

（１０）着ぐるみの装着者は着ぐるみ装着中に発声してはいけないこと

（１１）着ぐるみ装着中は、走ったり、飛んだりしないこと

（１２）着ぐるみ装着中は、必ず１名以上の補助者を付けること

（１３）着ぐるみの使用後は、きれいな濡れタオルを固く絞り、やさしく汚れ等を落とし、及び陰干しにより乾燥させること。この場合において、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること

（１４）その他、市長が付した条件に従って使用すること

（返却）

第８条　使用者は着ぐるみの使用を終えたとき、又は着ぐるみの使用について承認された期間を過ぎたときは、ただちに着ぐるみを返却しなければならない。

（受取りおよび返却の場所等）

第９条　着ぐるみの受取り及び返却は〇〇〇部〇〇〇〇課内において行うものとする。ただし、〇〇〇部〇〇〇〇課内における受取り及び返却が困難な場合は市長が認める別の方法により行うことができる

（承認の取り消し）

第１０条　市長は使用者が第７条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り

消すとともに、当該使用者の以後の申請について、承認しないものとする。また、市長は使用者が承認取り消しの処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

２　市の事業等と使用日が重複した場合、市長は承認を取り消すことができる。

（原状回復）

第１１条　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な処置を講じ、現状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、使用者は市長が着ぐるみの修補またはクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

３　修理が困難な状態にまで損傷した場合、使用者が実費弁償しなければならない。

（損害等の責任）

第１２条　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、栗東市は一切その責めを負わない。

（庶務）

第１３条　着ぐるみに関する事務は〇〇〇部〇〇〇〇課内において処理する。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年　月　　日から実施する。

（第１号様式）

「くりちゃん」着ぐるみ使用承認申請書

年　　月　　日

栗東市長　　野村　昌弘　様

（申請者）　団体名

代表者名

　下記のとおり、マスコットキャラクター「くりちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

使用者	団体名	
	担当者氏名	
	住所	
	連絡先	
使用目的等	イベント名	
	開催場所（施設名）	
	内容	
	目的	
	期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
借受予定日時		年　　月　　日　　時頃
返却予定日時		年　　月　　日　　時頃
添付書類 （企画書・チラシ等）		
備考		

※ 申請の前に、必ず予約状況をご確認ください。

※ 借受予定日の７日以上前に、この申請書をご提出ください。

第２号様式

「くりちゃん」着ぐるみ使用承諾書

第　　　　　号

年　　　月　　　日

様

栗東市長　野村　昌弘

別添により申請のあった「くりちゃん」の着ぐるみの使用については、下記遵守事項を守って使用することを条件に使用を承諾します。

記

貸出日　　　　年　　　月　　　日（　　）

返却日　　　　年　　　月　　　日（　　）

遵守事項

（１）　承認された用途のみ使用すること

（２）　貸出し期間を遵守すること

（３）　第三者に転貸しないこと

（４）　着ぐるみに入る者は１８歳以上とし、身長は 150cm から 170cm までとする

（５）　取扱説明書に従って使用すること

（６）　雨天時には野外で使用しないこと

（７）　野外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ退避するとともに、使用後きれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること

（８）　火気又は水気に近づけないこと

（９）　着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと

（１０）着ぐるみの装着者は着ぐるみ装着中に発声してはいけないこと

（１１）着ぐるみ装着中は、走ったり、飛んだりしないこと

（１２）着ぐるみ装着中は、必ず１名以上の補助者を付けること

（１３）着ぐるみの使用後は、濡れ雑巾を固く絞り、やさしく汚れ等を落とし及び陰干しにより乾燥させること。この場合において、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること

（１４）その他、市長が付した条件に従って使用すること

商標登録の必要性について

〇商標登録をしない場合、どのようなことが危惧されるのか。

- 「くりちゃん」の場合、名前が短く、よく似た名前があり、紛らわしい名前が使われ弊害が出た場合、対抗することができない。
- 「くりちゃん」のデザインについては、とても簡単であるため、真似をされる可能性が高く、真似をされた場合、著作権では、デザイン等の盗用を証明することは難しく、法廷での争いとなることが多い。
- 商標登録をしていないと真似をされた場合、警告等を出すことができない。

〇商標法

（目的）第１条　この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

〇商標の対象・・・文字・図形・記号・立体的な形状

〇商標の機能

出所表示機能　　その商標が付された商品、役務の出所（生産者、販売者など）を需要者に認識させる機能。

品質保証機能　　その商標が付された商品、役務であれば、一定の品質、質を有するものと需要者に期待させる機能である。需要者の期待を抱かせる機能。

広告宣伝機能　　その商標が使用されている商品や役務を選択することを需要者に促す機能をいい、需要者の好感度を向上させるような広告宣伝活動を通して獲得される機能である。

〇商標登録をすると

- 「くりちゃん」と同じようなデザイン、名称が使われた場合、警告等をだせるだけでなく、法廷で争った場合、勝つことが容易である。（一審では勝訴する可能性が高い）。デザインの不正使用や模倣品など未然に防ぐことができる。
- 商品の販売や役務の提供を継続すると、使用されるブランドは需要者に広く知られることとなり、商品の品質や役務の質が一定以上のものであれば、業務上の信用力（ブランド）が備わり、財産的価値が備わるようになる。

<u>どのような商標登録が必要か</u>

くりちゃんの具体的な商標登録については、他市（守山市、大津市、彦根市）の登録状況をふまえる中で、まずはくりちゃんの名前とデザインを登録し、市広報、観光パンフレット等で周知やイベント事業に参加する等のPR活動を行い、市民に幅広く、くりちゃんを栗東市独自のキャラクターであることを知っていただくために、最低限必要な１区分を登録する

第１６類「紙、紙製品及び事務用品」

具体的には１６類の中には、広報誌、本、パンフレット、カレンダーなどが含まれる。

登録料：１区分のみ（１類） １０８，４００円

（別紙見積もりのとおり。意見書、補正書手数料を除く）

その後、グッズ・みやげ物等の関連区分については、商工会、物産協会等と調整を行い必要に応じて、追加登録を行う。